

<p>平成二十七年三月十日 東京都選挙管理委員会 自由民主党東京都第十一選挙区支部の部1収入総額の項中「72,888,695」を「73,848,695」に、「70,663,614」を「71,623,614」に改め、同部2支出総額の項中「55,891,728」を「56,851,728」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「37,333,002」を「38,293,002」に、「10,360,000」を「11,320,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「46,038,527」を「46,998,527」に、「寄附・交付金」23,721,497を「寄附・交付金」23,721,497に、その他の経費960,000に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「5,000,000」を「5,960,000」に改める。 自由民主党東京都町田市第三支部の部1収入総額の項中「17,249,614」を「17,639,614」に、「15,843,500」を「16,233,500」に改め、同部2支出総額の項中「842,743」を「1,232,743」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「機関紙誌の発行その他の事業による収入」1,370,000を「第7回首都東京政策研究会政経セミナー」1,370,000に、「機関紙誌の発行その他の事業による収入」1,760,000を「第7回首都東京政策研究会政経セミナー」1,370,000に、報告会390,000に改め、同部4支出の内訳の項中「4,672,942」を「4,672,942」に、「3,173,460」を「3,581,460」に、「</p>	<p>「政治資金パターナー開催事業費」747,469を「政治資金パターナー開催事業費」747,469に、その他の事業費408,000に改める。 下村博文を応援する会の部2支出総額の項中「604,588」を「654,588」に、「457,897」を「407,897」に改め、同部4支出の内訳の項中「489,266」を「539,266」に、「160,000」を「210,000」に改める。</p> <p>●東京都選挙管理委員会告示第十三号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第七選挙区支部、自由民主党東京都第十一選挙区支部、自由民主党東京都渋谷区第三支部、自由民主党東京都町田市第三支部及び下村博文を応援する会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十四号)の一部を次のように訂正する。 平成二十七年三月十日 東京都選挙管理委員会</p> <p>自由民主党東京都第七選挙区支部の部中 「(収入の金額)(支払をした者の数)(開催場所)」 円 人 11,230,000 670 新宿区 「(収入の金額)(支払をした者の数)(開催場所)」 円 人 11,230,000 670 新宿区</p>	<p>7 資産の内訳 動産 (品目) (取得年月日) 宣伝自動車 平成25年6月27日 (数量) (取得の価格) 円 1台 1,400,000 改める。 自由民主党東京都第十一選挙区支部の部3本年収入の内訳の項中「6,708,000」を「7,088,000」に、「13,184,635」を「12,804,635」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中</p> <p>「植山 裕久 港区」を 「植山 裕久 1,500,000 港区」 「倉田 信晴 60,000 新宿区」 「山手 誠之助 120,000 福岡県福岡市」 「伊東 隆昭 60,000 福岡県福岡市」 「沖 隆邦 60,000 福岡県福岡市」 「(株)教育情報 60,000 港区」 「(株)国際大学 60,000 新宿区」 「(株)教育情報 60,000 港区」 「(株)ウイザス 120,000 大阪府大阪市」 「(株)ウイザス 120,000 福岡県福岡市」 「(株)ウイザス 120,000 大阪府大阪市」 「(株)ウイザス 60,000 大阪府大阪市」 「(株)ウイザス 60,000 大阪府大阪市」 「(株)ウイザス 60,000 福岡県福岡市」 「(株)ウイザス 60,000 大阪府大阪市」</p>
---	--	--

<p>「機進自動車サービス」を          (学) 沖学園 60,000 福岡県福岡市          「機進自動車サービス」を          60,000 板橋区          改める。</p> <p>自由民主党東京都渋谷区第三支部の部3本年収入の内訳          の項中「7,042,500」を「7,142,500」に、「3,150,000」          を「3,050,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を          超えるもの)の項中</p> <p>「松本 康史 100,000 中央区」を          「松本 康史 100,000 中央区」に、          井原 徹 100,000 日野市          「西村建設機 100,000 渋谷区」を          実践女子学園 100,000 日野市          「西村建設機 100,000 渋谷区」に          改める。</p> <p>自由民主党東京都町田市第三支部の部1収入総額の項中          「32,963,243」を「34,523,643」に、「842,743」を          「1,232,743」に、「33,120,500」を「33,290,900」に改め、          同部2支出総額の項中「998,237」を「2,558,637」に改め、          同部3本年収入の内訳の項中</p> <p>「機関紙誌の発行その他の事業による収          入 7,140,000」          東京都議会自民党幹事長就任を祝う          会 7,140,000          「機関紙誌の発行その他の事業による収          入 8,310,000」          東京都議会自民党幹事長就任を祝う          会 7,140,000          報告会 1,014,000</p>	<p>意見交換会(3/6) 92,400          意見交換会(7/10) 64,000」          改め、同部4支出の内訳の項中「7,252,927」を          「6,144,805」に、「10,568,023」を「11,676,145」に、          「政治資金パーティー開催事業費 5,597,218」を          「政治資金パーティー開催事業費 5,597,218」          その他の事業費 1,108,122」          改める。</p> <p>下村博文を応援する会の部1収入総額の項中          「457,897」を「407,897」に改め、同部2支出総額の項中          「457,897」を「407,897」に改める。</p>	<p>●東京都選挙管理委員会告示第十四号          漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条          第二項の規定による東京海区における選挙権を有する者の          総数の三分の一の数は、次のとおりである。          平成二十七年三月十日          東京都選挙管理委員会          六一七</p>
<p>●東京都選挙管理委員会告示第十五号          政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十          二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があ          ったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を          次のとおり公表する。          平成二十七年三月十日          東京都選挙管理委員会</p>	<p>意見交換会(3/6) 92,400          意見交換会(7/10) 64,000」          改め、同部4支出の内訳の項中「7,252,927」を          「6,144,805」に、「10,568,023」を「11,676,145」に、          「政治資金パーティー開催事業費 5,597,218」を          「政治資金パーティー開催事業費 5,597,218」          その他の事業費 1,108,122」          改める。</p> <p>下村博文を応援する会の部1収入総額の項中          「457,897」を「407,897」に改め、同部2支出総額の項中          「457,897」を「407,897」に改める。</p>	<p>●東京都選挙管理委員会告示第十四号          漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条          第二項の規定による東京海区における選挙権を有する者の          総数の三分の一の数は、次のとおりである。          平成二十七年三月十日          東京都選挙管理委員会          六一七</p>
<p>●東京都選挙管理委員会告示第十五号          政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十          二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があ          ったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を          次のとおり公表する。          平成二十七年三月十日          東京都選挙管理委員会</p>	<p>意見交換会(3/6) 92,400          意見交換会(7/10) 64,000」          改め、同部4支出の内訳の項中「7,252,927」を          「6,144,805」に、「10,568,023」を「11,676,145」に、          「政治資金パーティー開催事業費 5,597,218」を          「政治資金パーティー開催事業費 5,597,218」          その他の事業費 1,108,122」          改める。</p> <p>下村博文を応援する会の部1収入総額の項中          「457,897」を「407,897」に改め、同部2支出総額の項中          「457,897」を「407,897」に改める。</p>	<p>●東京都選挙管理委員会告示第十四号          漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条          第二項の規定による東京海区における選挙権を有する者の          総数の三分の一の数は、次のとおりである。          平成二十七年三月十日          東京都選挙管理委員会          六一七</p>

<p>政治団体の収支報告書の要旨 (平成19年分)</p> <p>収入総額及び支出総額がとれない政治団体</p> <p>政治団体の名称 報告年月日 藤井まな後援会 平成26年12月19日</p>	<p>政治団体の収支報告書の要旨 (平成21年分)</p> <p>収入総額及び支出総額がとれない政治団体</p> <p>政治団体の名称 報告年月日 藤井まな後援会 平成26年12月19日</p>	
<p>政治団体の収支報告書の要旨 (平成20年分)</p> <p>収入総額及び支出総額がとれない政治団体</p> <p>政治団体の名称 報告年月日 藤井まな後援会 平成26年12月19日</p>	<p>政治団体の収支報告書の要旨 (平成22年分)</p> <p>収入総額及び支出総額がとれない政治団体</p> <p>政治団体の名称 報告年月日 藤井まな後援会 平成26年12月19日</p>	

●東京都選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十

二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年三月十日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨 (平成23年分第8回)	
政治団体の名称	報告年月日
藤井まな後援会	平成26年12月19日
漁ぐんじ友の会	平成26年10月28日

●東京都選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十

二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年三月十日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨

(平成24年分第5回)

政治団体の名称 今津英幸後援会

報告年月日 平成26年10月9日

1 収入総額 20,000 円

前年繰越額 20,000

本年収入額 0

2 支出総額 0

(翌年への繰越額) 20,000

収入総額及び支出総額がとれない政治団体

政治団体の名称	報告年月日
みんなの党東京都大田区議会第1支部	平成26年10月9日
奥田けんじ後援会	平成26年12月18日
藤井まな後援会	平成26年12月19日
坂井和彦後援会	平成26年12月24日
漁ぐんじ友の会	平成26年10月28日
なかの子どもたちの未来	平成26年10月17日



<p>2 支出総額 2,113,307</p> <p>(翌年への繰越額) 183,387</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 1,535,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 1,535,000</p> <p>個人からの寄附 1,535,000</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業による収入 207,500</p> <p>第14回小林ひろゆきグラウンド・ゴルフ大会 157,500</p> <p>第12回小林ひろゆきアートボール大会 26,000</p> <p>第13回小林ひろゆきアートボール大会 24,000</p> <p>その他の収入 240,000</p> <p>1件 10万円未満のもの 240,000</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 1,016,097</p> <p>光熱水費 213,672</p> <p>備品・消耗品費 353,008</p> <p>事務所費 449,417</p> <p>政治活動費 1,097,210</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 597,210</p> <p>機関紙誌の発行事業費 347,012</p> <p>宣伝事業費 60,120</p> <p>その他の事業費 190,078</p> <p>その他の経費 500,000</p> <p>5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの)</p>	<p>(寄附者)</p> <p>(個人からの寄附)</p> <p>小林 弘幸 (金額) 1,500,000 (住所) 八王子市</p> <p>6 資産の内訳</p> <p>借入金 (借入先) (借入残高)</p> <p>小林 裕恵 4,500,000</p> <p>政治団体の名称 スベイ防止法制定促進三多摩会議</p> <p>報告年月日 平成26年10月23日</p> <p>1 収入総額 685,190</p> <p>前年繰越額 685,190</p> <p>本年収入額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(翌年への繰越額) 685,190</p> <p>政治団体の名称 田中としゆき後援会</p> <p>報告年月日 平成26年11月25日</p> <p>1 収入総額 258,072</p> <p>前年繰越額 258,072</p> <p>本年収入額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(翌年への繰越額) 258,072</p>	<p>収入総額及び支出総額がともにない政治団体</p> <p>政治団体の名称 報告年月日</p> <p>みんなの党東京都大田区議会第1支部 平成26年10月9日</p> <p>奥田けんじ後援会 平成26年12月18日</p> <p>藤井まな後援会 平成26年12月19日</p> <p>坂井和彦後援会 平成26年12月24日</p> <p>漁ぐんじ友の会 平成26年10月28日</p> <p>なかの子どもたちの未来 平成26年10月17日</p> <p>ひの人權・環境・平和の会 平成27年1月8日</p>
---	---	--

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都足立区第十支部	名取 鉄朗	野口 覚	足立区島根2-21-21	H26. 12. 1	○

(2) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類
維新の党衆議院東京都第16選挙区支部	初鹿 明博	吉成 宏幸	江戸川区平井3-10-10	H26. 12. 1	○	衆議院議員
維新の党衆議院東京都第17選挙区支部	高橋 美穂	藤川 武人	葛飾区東金町1-19-6	H26. 12. 25	○	衆議院議員

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
明るい中央区の未来を創る会	大作 元夫	前田 勝正	中央区八丁堀3-15-8	H26. 12. 24
明日の小平政策プロジェクト	竹井 庸子	竹井 庸子	小平市仲町50-11	H26. 12. 8
石井めぐみ後援会	石井 葉子	中野 恵理	国立市富士見台2-37-4	H26. 12. 9
伊藤陽平後援会	伊藤 陽平	伊藤 陽平	新宿区中落合4-5-21	H26. 12. 25
いのつめ陸斗後援会	猪爪 陸斗	猪爪 雅博	北区赤羽北1-16-2	H26. 12. 8
MKS政策研究会	坂倉 徹	中野谷 昌司	港区西新橋2-18-2	H26. 12. 5
大田区の未来を考える会	松原 元	松原 ひろみ	大田区上池台1-19-8	H26. 12. 25
奥田けんじ後援会	奥田 憲二	大島 哲也	中野区弥生町1-51-9	H26. 12. 18
金井洋と共に歩む目黒区民の会	金井 洋	宇田 耕一	目黒区平町1-21-20	H26. 12. 22
河村みどり後援会	河村 みどり	糸桜 武美	世田谷区北烏山8-2-16	H26. 12. 15

●東京都選挙管理委員会告示第十九号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)。以下

「法」という。(第六条第一項(法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。))の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定

により、その名称等を次のとおり公表する。  
平成二十七年三月十日

東京都選挙管理委員会



河村みどり励ます会	河村 みどり	糸桜 武美	世田谷区北烏山8-2-16	H26. 12. 15
区民力を育む会	口廣 晴美	川上 一郎	江東区扇橋2-10-9	H26. 12. 2
Crossover なかの for Democracy	柳浦 彰	藤田 祐司	中野区沼袋1-5-11	H26. 12. 15
元気なくにたちを作る会	石井 葉子	中野 恵理	国立市富士見台2-37-4	H26. 12. 9
佐藤つかさ後援会	佐藤 司	佐藤 司	北区赤羽北2-13-8	H26. 12. 3
市民自治の会	陣内 泰子	伊藤 嘉子	八王子市北野台4-16-2	H26. 12. 9
しもむら緑後援会	門 みどり	安藤 隆夫	墨田区亀沢4-22-8	H26. 12. 25
白石えつ子とはじめの一步	白石 悦子	和田 安希代	東村山市栄町2-19-3	H26. 12. 3
真友会	藤井 真尚	藤井 尚夫	世田谷区駒沢3-7-9	H26. 12. 19
スモークフリー城北としまの会	関谷 二葉	林 恵子	豊島区南池袋2-12-2	H26. 12. 5
大門さち恵と未来を創る会	大門 幸恵	大門 幸恵	新宿区新宿5-12-10	H26. 12. 1
谷口恵子と素敵なの渋谷をつくる会	谷口 恵子	谷口 久美子	渋谷区渋谷2-8-7	H26. 12. 15
together with you * edogawa	中川 由美	石部 傑	江戸川区松江3-11-15	H26. 12. 18
豊島区のスポーツ振興、体力向上、健康増進を促進する会	大槻 文彦	大槻 文彦	豊島区长崎6-2-3	H26. 12. 26
中川たつやを励ます会	中川 龍也	中川 龍也	練馬区東大泉5-41-22	H26. 12. 25
なかの子どもたちの未来	奥田 憲二	大島 哲也	中野区弥生町1-51-9	H26. 12. 18
にじいろ中野	石坂 龍史	石坂 龍史	中野区南台2-51-7	H26. 12. 9
西村ちほ後援会	西村 千帆	西村 千帆	目黒区自由が丘2-11-8	H26. 12. 3
二宮陽子とおひさま会議	二宮 陽子	松原 和子	調布市国領町8-1-13	H26. 12. 1

原たかお励ます会	原 隆夫	久保島 詔一	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎152-1	H26. 12. 12
日野たかしを励ます会	日野 崇	岡山 茂雄	中野区南台2-32-3	H26. 12. 10
藤井まな後援会	藤井 真尚	藤井 尚夫	世田谷区南烏山5-1-20	H26. 12. 19
細野かよこと共生ネット	細野 かよ子	板谷 眞壽美	中野区上高田4-16-10	H26. 12. 19
街づくり港区民の会	玉木 真	根本 誠司	港区元麻布2-6-19	H26. 12. 3
間宮由美後援会青空	中川 由美	石部 傑	江戸川区松江3-11-15	H26. 12. 18
みなと区民会議	榎本 茂	榎本 茂	港区台場1-3-4	H26. 12. 22
三原智子とあおぞら会議	三原 智子	大森 絵美子	福生市武蔵野台2-24-19	H26. 12. 11
みんなの党北区	松下 正義	石川 清	北区赤羽西1-41-5	H26. 12. 3
やつぎこうじ後援会	矢次 浩二	高野 広市	江東区東陽2-3-6	H26. 12. 25
やまだまさゆき後援会	山田 晶幸	山田 晶幸	文京区後楽2-21-2	H26. 12. 1
やまとみどり	床鍋 義博	中野 志乃夫	東大和市桜が丘1-1429-3	H26. 12. 1
山本あき子の未来会議	山本 暁子	中西 和子	狛江市東和泉1-1-25	H26. 12. 26
横尾たかお励ます会	横尾 孝雄	吉田 義次	東村山市恩多町2-25	H26. 12. 5
わたなべえい子励ます会	渡邊 英子	渡邊 敦	東村山市秋津町3-26-90	H26. 12. 9

●東京都選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年三月十日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
維新の党東京都総支部	主たる事務所の所在地	渋谷区代々木2-23-1	中野区本町2-49-12	H26. 12. 18

## 2 その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
青木かつのり後援会	主たる事務所の所在地	葛飾区青戸5-30-12	葛飾区青戸3-13-23	H26. 12. 24
足立さわやか会	代表者の氏名	湯川 貴子	長谷川 貴子	H26. 12. 9
	会計責任者の氏名	湯川 貴子	長谷川 貴子	H26. 12. 9
	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	H26. 12. 9
あべ利恵子励ます会	公職の種類	衆議院議員		H26. 12. 9
	政治団体の名称	あべ利恵子励ます会	あべ利恵子後援会	H26. 12. 15
	会計責任者の氏名	南部 彰男	安藤 孝次	H26. 12. 15
石川大我と虹色としまの会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	H26. 12. 8
	公職の種類	衆議院議員		H26. 12. 8
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	石川 大我、衆議院議員		H26. 12. 8
大槻文彦後援会	主たる事務所の所在地	豊島区长崎6-2-3	豊島区长崎5-4-1	H26. 12. 26
禁煙世代の会	政治団体の名称	禁煙世代の会	江戸川クラブ	H26. 12. 24
こえぬま茂男後援会	会計責任者の氏名	肥沼 和雄	中里 正	H26. 12. 22
深呼吸のできる八王子	代表者の氏名	小林 弘幸	小林 裕恵	H26. 12. 26
すえやす広明後援会	主たる事務所の所在地	大田区田園調布南10-1	大田区千鳥3-11-19	H26. 12. 26
清政研究会	代表者の氏名	峯岸 伸一	清水 忠	H26. 12. 26
東京商工連盟	会計責任者の氏名	小野 明	新井 豊吉	H26. 12. 15
にとう泰明後援会	主たる事務所の所在地	新宿区西落合3-15-2	新宿区大久保2-1-9	H26. 12. 8

早川久美子を応援する会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	H26. 12. 24
	公職の種類		衆議院議員	H26. 12. 24
	公職の候補者の氏名及び公職の種類		古藤 久美子、衆議院議員	H26. 12. 24
藤尾直樹後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	H26. 12. 22
	公職の種類		衆議院議員	H26. 12. 22
	公職の候補者の氏名及び公職の種類		藤尾 直樹、衆議院議員	H26. 12. 22
未来創造機構	政治団体の名称	未来創造機構	由佳と笑顔の日本をつくる会	H26. 12. 1
	主たる事務所の所在地	豊島区南大塚2-11-10	千代田区永田町2-2-1	H26. 12. 1
民権政経アカデミー	代表者の氏名	小野 次郎	江田 憲司	H26. 12. 25
	会計責任者の氏名	井出 庸生	小野 次郎	H26. 12. 25
山田忠昭後援会	会計責任者の氏名	関矢 健	栗原 利雄	H26. 12. 11
由佳と笑顔の日本をつくる会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	H26. 12. 1
	公職の種類		衆議院議員	H26. 12. 1
	公職の候補者の氏名及び公職の種類		西根 由佳、衆議院議員	H26. 12. 1
生活の党衆議院東京ブロック比例区第1総支部	政治団体の区分	その他の政治団体	政党の支部	H26. 12. 24
生活の党東京都第1区総支部	政治団体の区分	その他の政治団体	政党の支部	H26. 12. 19
生活の党東京都第7区総支部	政治団体の区分	その他の政治団体	政党の支部	H26. 12. 24
生活の党東京都第19区総支部	政治団体の区分	その他の政治団体	政党の支部	H26. 12. 24

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
みんなの党東京都総支部	松田 公太	H26. 11. 28
みんなの党東京都第2区支部	大熊 利昭	H26. 10. 30
みんなの党東京都議会第6支部	音喜多 駿	H26. 11. 28
みんなの党東京都議会第7支部	両角 穰	H26. 11. 28
みんなの党東京都議会第9支部	柳瀬 吉助	H26. 11. 28
みんなの党東京都議会第12支部	石島 秀起	H26. 11. 28
みんなの党東京都議会第14支部	安部 一真	H26. 11. 28
みんなの党東京都議会第18支部	塩村 文夏	H26. 11. 28
みんなの党東京都港区議会第2支部	益満 寛志	H26. 11. 28
みんなの党東京都港区議会第4支部	榎本 茂	H26. 11. 28
みんなの党東京都新宿区議会第5支部	伊藤 陽平	H26. 11. 28
みんなの党東京都文京区議会第4支部	國枝 正人	H26. 11. 28
みんなの党東京都台東区議会第2支部	鈴木 一郎	H26. 11. 28
みんなの党東京都江東区議会第6支部	口廣 晴美	H26. 11. 28
みんなの党東京都品川区議会第5支部	吉田 あつみ	H26. 11. 28
みんなの党東京都大田区議会第2支部	柳瀬 吉助	H26. 11. 28
みんなの党東京都大田区議会第4支部	溝口 晃一	H26. 11. 28
みんなの党東京都中野区議会第1支部	石川 直行	H26. 11. 28
みんなの党東京都中野区議会第3支部	後藤 英之	H26. 11. 28
みんなの党東京都杉並区議会第2支部	生田 尚史	H26. 11. 28
みんなの党東京都豊島区議会第2支部	関谷 二葉	H26. 11. 28
みんなの党東京都豊島区議会第3支部	古堺 稔人	H26. 11. 28
みんなの党東京都板橋区議会第1支部	松島 道昌	H26. 11. 28
みんなの党東京都板橋区議会第2支部	橋本 祐幸	H26. 11. 28
みんなの党東京都練馬区議会第4支部	志茂田 玲	H26. 11. 28
みんなの党東京都足立区議会第3支部	松丸 誠	H26. 11. 28
みんなの党東京都足立区議会第4支部	浅古 充久	H26. 11. 28
みんなの党東京都葛飾区第1支部	梅田 信利	H26. 11. 28
みんなの党江戸川区議会第3支部	榊 秀行	H26. 11. 28
みんなの党東京都八王子市議会第4支部	中崎 陽平	H26. 11. 28
みんなの党東京都三鷹市議会第1支部	吉沼 徳人	H26. 11. 28
みんなの党東京都府中市議会第2支部	岡本 秋彦	H26. 11. 28
みんなの党東京都町田市議会第2支部	田中 米司	H26. 11. 28

●東京都選挙管理委員会告示第二十一号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったの  
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公  
表する。

平成二十七年三月十日

東京都選挙管理委員会

みんなの党東京都小金井市議会第2支部	百瀬 和浩	H26. 11. 28
みんなの党東京都小平市議会第1支部	坂井 康宣	H26. 11. 28
みんなの党東京都小平市議会第2支部	吉池 隆之	H26. 11. 28
みんなの党東京都清瀬市議会第1支部	長縄 宜幸	H26. 11. 26
みんなの党東京都東久留米市議会第1支部	佐藤 一郎	H26. 11. 28
みんなの党東京都多摩市議会第1支部	遠藤 千尋	H26. 11. 28
みんなの党東京都稲城市議会第1支部	渡邊 達也	H26. 11. 28

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
安部かずま政治経済研究会	安部 一真	H26. 12. 10
うえの修後援会	植野 修	H26. 11. 17
奥田けんじ後援会	奥田 憲二	H26. 12. 18
後藤まさよサポーターの会	後藤 昌代	H26. 11. 22
坂井和彦後援会	坂井 和彦	H26. 12. 24
清水清一郎東村山後援会	清水 清一郎	H26. 12. 17
市民が決めよう西東京	高橋 良彰	H26. 12. 10
市民が主役！元気な武蔵野を育てる会	平野 治	H26. 12. 1
市民政治を実現する市民の会	村井 浩	H26. 12. 1
清政研究会	峯岸 伸一	H26. 12. 25
鉄道運賃等の改善と新金線を旅客化する会	梅田 信利	H26. 12. 4
都政を刷新する会	齋藤 勝義	H26. 12. 12
中村秀子後援会	古市 伸二	H26. 11. 22
藤井まな後援会	藤井 真尚	H26. 11. 25
ますみつ寛志と港区の明日を創る会	益満 寛志	H26. 11. 28
村井浩を働かす会	大森 千鶴	H26. 12. 1

資金管理団体の届出をした者の氏名(代表者)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
石井 葉子	市議会議員	石井めぐみ後援会	国立市富士見台2-37-4	H26. 12. 9
猪爪 陸斗	区議会議員	いのつめ陸斗後援会	北区赤羽北1-16-2	H26. 12. 8
榎本 茂	区議会議員	みなと区民会議	港区台場1-3-4	H26. 12. 22
門 みどり	区議会議員	しもむら緑後援会	墨田区亀沢4-22-8	H26. 12. 25
河村 みどり	区議会議員	河村みどり後援会	世田谷区北烏山8-2-16	H26. 12. 15
佐藤 司	区議会議員	佐藤つかさ後援会	北区赤羽北2-13-8	H26. 12. 3
白石 悦子	市議会議員	白石えつ子とはじめの一步	東村山市栄町2-19-3	H26. 12. 3
中川 龍也	区議会議員	中川たつやを励ます会	練馬区東大泉5-41-22	H26. 12. 25
中川 由美	区議会議員	間宮由美後援会青空	江戸川区松江3-11-15	H26. 12. 18
二宮 陽子	市議会議員	二宮陽子とおひさま会議	調布市国領町8-1-13	H26. 12. 1
原 隆夫	町議会議員	原たかお励ます会	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎152-1	H26. 12. 12
日野 崇	区議会議員	日野たかしを励ます会	中野区南台2-32-3	H26. 12. 10
藤井 真尚	区議会議員	真友会	世田谷区駒沢3-7-9	H26. 12. 19
細野 かよ子	区議会議員	細野かよこと共生ネット	中野区上高田4-16-10	H26. 12. 19
三原 智子	市議会議員	三原智子とあおぞら会議	福生市武蔵野台2-24-19	H26. 12. 11
矢次 浩二	区議会議員	やつぎこうじ後援会	江東区東陽2-3-6	H26. 12. 25
山本 暁子	市議会議員	山本あき子の未来会議	狛江市東和泉1-1-25	H26. 12. 26
横尾 孝雄	市議会議員	横尾たかお励ます会	東村山市恩多町2-25	H26. 12. 5
渡邊 英子	市議会議員	わたなべえい子励ます会	東村山市秋津町3-26-90	H26. 12. 9

●東京都選挙管理委員会告示第二十二号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十

九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十七年三月十日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第二十三号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九  
 条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の  
 届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、  
 次のとおり公表する。

平成二十七年三月十日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名(代表者)	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
青木 克徳	青木かつのり後援会	主たる事務所の所在地	葛飾区青戸5-30-12	葛飾区青戸3-13-23	H26. 12. 24
阿部 利恵子	あべ利恵子励ます会	政治団体の名称	あべ利恵子励ます会	あべ利恵子後援会	H26. 12. 15
石川 大我	石川大我と虹色としまの会	公職の種類	衆議院議員	区議会議員	H26. 12. 8
末安 広明	すえやす広明後援会	主たる事務所の所在地	大田区田園調布南10-1	大田区千鳥3-11-19	H26. 12. 26
森 輝雄	森てるおと市民の目	公職の種類	市議会議員	都議会議員	H26. 12. 1

●東京都選挙管理委員会告示第二十四号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十  
 九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があ  
 ったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のと  
 おり公表する。

平成二十七年三月十日

東京都選挙管理委員会



資金管理団体の 指定の取消しの 届出をした者の 氏名（代表者）	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
安部 一真	都議会議員	安部かずま政治経済研究会	港区東麻布1-7-3	H26. 12. 17
植野 修	区議会議員	うえの修後援会	渋谷区千駄ヶ谷3-22-2	H26. 12. 16
奥田 憲二	区議会議員	奥田けんじ後援会	中野区弥生町1-51-9	H26. 12. 18
古藤 久美子	衆議院議員	早川久美子を応援する会	葛飾区立石2-13-3	H26. 12. 24
後藤 昌代	区議会議員	後藤まさよサポーターの会	練馬区関町南3-18-16	H26. 12. 22
峯岸 伸一	区議会議員	清政研究会	葛飾区西水元1-12-23	H26. 12. 26
西根 由佳	衆議院議員	由佳と笑顔の日本をつくる会	千代田区永田町2-2-1	H26. 12. 1
藤井 真尚	区議会議員	藤井まな後援会	世田谷区太子堂3-18-3	H26. 12. 19
藤尾 直樹	衆議院議員	藤尾直樹後援会	足立区梅島1-12-6	H26. 12. 22
益満 寛志	区議会議員	ますみつ寛志と港区の明日を創る会	港区高輪3-10-7	H26. 12. 8
村井 浩	市議会議員	市民政治を実現する市民の会	府中市多磨町2-14	H26. 12. 25

備考 清政研究会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は清水忠である。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年二月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人むさし
- 三 代表者の氏名  
沼澤 好男
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都武蔵村山市学園三丁目五十三番地の十二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民を対象として、東北大震災により被災した犬、猫、魚、虫などを保護、管理すること及び被災地の防波堤に苗木を一般市民、会員に育成していただき、植林する活動を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日  
平成二十七年二月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人武蔵野自然良品食料協会

三 代表者の氏名

二宮 嘉延

四 主たる事務所の所在地

東京都西東京市緑町一丁目八番三ー一〇〇六号

五 定款に記載された目的

この法人は、研修会・講演会等を開催し、特に東日本大震災に起因する風評被害を払拭する活動を推進する。また、大東亜戦争終結以後、資源の乏しい日本は、工業国家を目指して、ただひたすら国力(農業人口)を投入してきた。そして、工業国家になった。農業人口投入の流れは、今以て続き、地方は放棄農地が増え続く。我国の基本は「農は国家なり」を確立することである。食料自給率アップを心掛け、地方に人口を呼び込み、地方分権を進め、バイオマス事業を推進し、自然の良品を増産し都市に、否、全国に広めることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年二月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なかよく

三 代表者の氏名

齋藤 和俊

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区祖師谷六丁目二十五番二十五号 椎山 莊六号室

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者の就学・就職・自立・社会参加に寄与するとともに、障害者に関する施策の研究と普及・社会啓発・権利擁護を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年二月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エイジング・サポート

三 代表者の氏名

角田 政治

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋富沢町七番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、高齢者の生活支援に関する事業を行い、高齢者の支援を行っている各種団体とのネットワークを通じて高齢者が抱えている多くの問題に接し、在宅介護、地域住民との交流、仕事支援、宅配食事サービス、デイサービス、ケアハウス等の事業を推進することから出来るだけ解決し、地域社会の活性化と地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。また、高齢者の仕事支援という観点から、個人情報等の適切な取り扱いを促進することにより、個人のプライバシー保護に貢献するだけでなく、社会でより豊かで有益なサービスを受ける権利を守るために必要な個人情報保護の体

制構築に関与する人材の育成並びに個人情報を取り扱いに  
 関する第三者認証制度の発展に寄与することを目的と  
 する。高齢者の国際交流として、海外の住民との文化交  
 流と教育支援の発展に寄与することを目的とする。(以  
 上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ナルコレプシー協会

三 代表者の氏名

白倉 昌夫

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区赤城下町四十四番地 (株)マル・ビ内

五 定款に記載された目的

この法人は、ナルコレプシー及び関連過眠症患者と、  
 その家族等に対して、より治療が受け易く、患者が安心  
 して生活出来る社会作りをすすめ、医療の発展に寄与す  
 ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第  
 一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請が  
 あつたので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条  
 例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三  
 号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本スリランカ交流協会

三 代表者の氏名

伯耆 静江

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区東葛西六丁目八番十五ー三〇一号 コ  
 ーポプラスバー

五 定款に記載された目的

この法人は、日本語語学留学及び、技能の習得を目指  
 すスリランカ人を対象として、来日の支援を行い、日本  
 語の学習や日本の文化を学ぶことで、スリランカの人々  
 の教育向上を目指すものであり、日本またはスリランカ  
 での定期的な交流を図ることで日本語の習得やコミュニ  
 ケーション能力を高め、また広く日本の文化を学び技術  
 を習得することにより、より安定した生活環境の実現と  
 自己啓発力を養うための事業であり、スリランカの人々  
 の生活向上と日本との交流を深めることを目的とする。  
 (以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ライフアップ・かわせみ

三 代表者の氏名

媚山 豊英

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市小川三丁目十六番地二十三

五 定款に記載された目的

この法人は、超高齢化時代の到来と共に多様化する高  
 齢者の状況に鑑み、高齢者及びその親族等の身分上及び  
 財産上の相談に対応し、生前契約をはじめとする各種契  
 約に関するコンサルティング及びその受託事業を行い、  
 さらには生活全般についての諸問題の解決を図る支援を  
 行うことにより高齢者の精神的不安を軽減し、生活上の  
 安心・安全を図ると共に、国全体の保健・福祉の増進に  
 も寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ファッションコーデイネート協会

三 代表者の氏名

近藤 忠勝

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区北品川一丁目九番七号 TOP ROOM  
 品川一〇一五

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、プロのスタ  
 イリストやカウンセラーによるカウンセリング、コーデ  
 イネートを通じて、外見に自信を持たない方の外見の悩  
 んみを解決することにより、それが内面の自信へと繋がり、  
 その自信が婚活等の成功へ導く支援となり、生活文化の  
 向上と少子化の解決に寄与することを目的とする。(以  
 上原文のまま掲載)

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年一月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人一期の会</p> <p>三 代表者の氏名 野澤 ヒロ子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区成田東一丁目十一番三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、後見人制度を普及・周知するとともに、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者・精神障がい者やその家族、その他の支援を必要とする人たちに対して、生活相談の活動及び、後見人制度に関する相談や利用の支援、後見事務を提供し、専門職や親族に代わり市民後見人として、地域の高齢者や、障がいの者の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>		<p>五 定款に記載された目的 この法人は、目と心の健康問題に不安や不調がある人々やこの問題に関心のある生活者に対して、健康増進に関する啓発、および専門的立場から最も適切な助言、指導をするための調査研究および相談業務に関する事業を行い、目と心の健康に関する知識や理解を深めることで生活者の質の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成二十七年三月十日 東京都多摩建築指導事務所長</p> <p>金子 博 開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 住所及び氏名 昭島市拝島町四丁目千六百六十九番一 西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 山本 重穂 杉並区宮前二丁目十五番十三号 株式会社ホーク・ワン 代表取締役 山田 高雄 青梅市河辺町九丁目七番十 十番地八 株式会社山一建設 代表取締役 山野井信夫 八王子市川口町四百二十五番、八王子市並木町三番二十号</p>		<p>同番地先、四百三十番四及び同番八 福南地所株式会社 代表取締役 田中 弘章</p> <p>青梅市藤橋二丁目四十一番八、同番十三、同番十五、同番十九、同番二十三、同番二十五及び四十二番三から同番五まで 丸和産業株式会社 代表取締役 塩野 仁史</p> <p>八王子市打越町千五百十六番一、千五百十八番イ、同番口、千五百十九番及び千五百二十番の一部 新宿区西新宿二丁目六番一 株式会社カラレーベン 代表取締役 島田 和一</p> <p>調布市緑ヶ丘一丁目六番三十地二 調布市八雲台二丁目十二番地二 株式会社調布銘木 代表取締役 森 洸</p> <p>小金井市本町四丁目二千七百九十八番五十八、同番五十八地先、同番五十九、二千八百番二及び同番三 小金井市本町五丁目三十九番十二号 株式会社ハウジング・オークラ 代表取締役 倉林 智道</p> <p>調布市入間町三丁目五番二、同番二地先、同番三、同番四、同番八の一部、同番九から同番十二まで、同番三十一及び同番四十四から同番五十三まで 調布市入間町三丁目五番地の三 株式会社成城テニスクラブ 代表取締役 栗山 賢一</p> <p>武蔵野市中町二丁目二千九百七十七番三十九、同番四十三、同番四十四、同番四十六及び二千九百八十八番五 千代田区大手町一丁目六番一号 三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役 小野 真路</p> <p>多摩市落合六丁目十番五 八王子市元本郷町三丁目十五番八号 株式会社プライムホーム 代表取締役 小俣 茂</p> <p>清瀬市中里二丁目千五百八十六番一、同番四及び同番五 西東京市東伏見三丁目六番十九号</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年一月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人目と心の健康相談室</p> <p>三 代表者の氏名 荒川 和子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都町田市能ヶ谷一丁目十四番十一号 シエルクレ ア N一〇二号室</p>				

タクトホーム株式会社  
代表取締役 山本 重穂

平成二十七年製菓衛生師試験の実施について

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、平成二十七年製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十七年三月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 受験資格

次のいずれかに該当する者

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(二) 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十一条に規定する営業のうち菓子製造業をいう。以下同じ。）に従事したもの

(三) 法の施行の際（昭和四十一年十二月二十六日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定するものを除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において三年を超えているもの又は法の施行の後三年を超えるに至つたもの

(四) 沖繩の復帰の際（昭和四十七年五月十五日）現に沖繩において菓子製造業に従事していた者であつて、菓子製造業に従事した期間が、沖繩の復帰の日において三年を超えているもの又は復帰後三年を超えるに至つ

たもの

なお、旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校二年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第五十七条に規定する者とみなす。

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技。ただし、職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）による菓子製造に係る一級若しくは二級の技能検定又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級の技能検定に合格した者は、製菓理論及び実技の試験科目を免除する。

三 試験の日時及び場所

(一) 日時  
平成二十七年六月十三日（土曜日）午前十時から正午まで（製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者は、午前十時から午前十一時三十分まで）

(二) 場所

学校法人後藤学園武蔵野調理師専門学校（豊島区南池袋三丁目十二番五号）

四 提出書類

(一) 製菓衛生師試験受験願書兼受験台帳

(二) 卒業証明書（中学校卒業以上のもの。ただし、専修学校や各種学校のものとは不可。一(一)に該当する者を除く。）

(三) 受験票

(四) 写真台帳

(五) 写真（出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで、縦四センチメートル横三センチメートルのもの）

(六) 受験票送付用封筒（八十二円切手を貼つたもの）

(七) 領収証書（受験手数料納付後のもの）

(八) 製菓業務従事証明書（一(一)に該当する者は代わりに製菓衛生師養成施設の卒業（修了）証明書）

(九) 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級のいずれかの技能検定合格証書及びその写し（製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者に限る。）

なお、現在の氏名が(二)、(八)又は(九)の書類に記載されている氏名と相違する場合は、氏名の変更を確認できる戸籍謄本又は抄本を提出すること。

五 受験手数料

九千五百円

六 受験願書の受付日時及び場所

(一) 一般郵送受付

平成二十七年四月一日（水曜日）から同月三十日（木曜日）まで（当日消印有効）

(二) 団体窓口受付（五名以上）

平成二十七年四月七日（火曜日）から同月十七日（金曜日）までの開庁日の午前十時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課（東京都庁第一本庁舎二十一階南側）

七 合格発表の日時及び場所

(一) 日時

平成二十七年七月二十二日(水曜日)及び同月二十三日(木曜日)の午前十時から午後五時まで

(二) 場所

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(東京都庁第一本庁舎二十一階南側)

八 その他

(一) 問合せ先

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課

電話 〇三(五三二〇)四三五八

(二)

製菓衛生師試験の受験願書用紙類は、平日については、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所(支所を含む。)並びに利島村、御蔵島村及び青ヶ島村の各村役場及び新島村役場式根島支所において、土曜日、日曜日及び祝日については、東京観光情報センター都庁本部(東京都庁第一本庁舎一階北側)において、平成二十七年四月一日(水曜日)から同月三十日(木曜日)まで配布する。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年三月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年三月十日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 店舗名 西渋谷東急ビル
- 二 店舗所在地 渋谷区宇田川町十二番十八号
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号ほか
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ハンズ
- 六 変更前の小売業者の住所 渋谷区道玄坂一丁目十番七号
- 七 変更後の小売業者の住所 新宿区新宿六丁目二十七番三十号
- 八 変更日 平成二十六年七月二十二日
- 九 届出日 平成二十七年二月十八日
- 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十一 縦覧期間 平成二十七年三月十日から同年七月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 店舗名 ホームセンターコーナン江東深川店
- 二 店舗所在地 江東区深川一丁目六番二号
- 三 設置者名 三菱UFJリース株式会社
- 四 意見
- ア 聴取者 江東区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 收受日 平成二十七年二月二十四日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 平成二十七年三月十日から同年四月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 郵便番号 112-0002

電話 〇三(五三二二)一一一一(代) 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

定価 一筒月 六、六〇〇円(郵送料を含む)

リサイクル適性